

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P18	第3-3 建替住宅に関する仮使用認定の取得	仮使用の認定を申請をした場合、本事業においても仮使用期間の設定に上限はありますか。	仮使用時の工事が一連の工事と認められる場合は、その工事の施工に必要な期間を上限として承認することは可能です。
2	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P22	第4-1-(3)-③方針3-イ 周辺環境と調和した良好な住環境の整備 (カ)-a	建替住宅から隣接する地域への視線によるプライバシーの確保に配慮し、バルコニー及び通路を南西側の隣地境界線に面して住棟を配置しないとありますが、直接南西側の敷地境界線に面していない区画(2工区)においても、バルコニー及び通路を南西側の隣地境界線に面して住棟を配置を制限されるものでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P26	第4-2-(2)-ア、オ、キ 広場、緑地、ゴミ置き場等	要求水準書内の広場、緑地、ゴミ置き場等に和泉市宅地開発指導要綱及びその施行基準に従って計画することが記載されていますが、和泉市宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する条例の第2条の(2)公共施設に該当するため、開発許可が必要であるという理解でよろしいでしょうか。	建築物の建築を目的とする区画形質の変更に該当するため開発許可が必要となります。
4	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P26	第4-2-(2)-ア コンセプト・基本方針を踏まえた施設計画に関する条件 (イ)	とみまち広場は開発行為に必要な広場として建替住宅用地及び多世代交流施設用地を合わせた開発区域の3%以上確保するとあります。2次工区竣工時に開発区域の3%以上の面積が完成するということで開発上問題無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P30	第4-2-(3) 建替店舗及び付帯施設	店舗敷地で高低差による切土や、道路拡幅(歩道整備)が生じる敷地がありますが、開発許可が必要という理解でよろしいでしょうか。	切土、盛土等の造成工事が生じると「形の変更」と解して開発行為に該当します。道路拡幅による区画の変更については開発行為に該当しません。
6	要求水準(市営住宅・店舗整備業務編)	P31	第4-2-(3)-ア 整備区画数及び標準区画 (イ)	3期事業において店舗整備区画数が減少し、建替店舗用地単位で整備対象から除外した場合、当該建替店舗等の工事及び工事監理に係る費用を本市が事業者を支払う対価から除くものとする、とありますが、設計及び申請業務については、完了している内容は出来高に応じて対価を支払っていただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、市で店舗整備区画数を確定の上、その後に設計に着手してください。
7	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P33	第4-2-(4)-イ 道路	建替店舗用地(D)、(H)、(I)については建替店舗の整備に当たり道路整備計画の概要に示すとおり道路の拡幅整備をすることとありますが、道路管理課との事前協議までは行っていただいているのでしょうか。	建替店舗用地における道路整備計画の概要に示すとおり、道路整備の内容は、提案による整備を行うため、具体的な内容は協議によるので、このことを踏まえ適切に費用を見込んでください。
8	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P34	第4-2-(4)-カ 水道施設 (ア)	水道管の工事に関しては認定業者によるものとされることが多く、協議内容がわからないと費用想定が難しいです。 多世代交流施設の給水管工事に関して、上下水道部水道工務課との事前の協議は完了しておりますでしょうか。完了している場合は、協議内容の開示をお願いいたします。 また、協議が完了しておらず、事業を進める中で事業者の想定から大きな変更があった場合は貴市にて合理的な範囲で追加費用を負担をいただけたらと考えてよろしいでしょうか。	多世代交流施設の給水管工事に関する協議は完了していないため、開示できません。 これらに要する費用を適切に見込んでください。 給水装置等の設置及び引込方法等に関しては、落札事業者との協議によるものとします。
9	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P34	第4-2-(4)-カ 水道施設 (イ)	加入金に関しては全部または一部の支払を必要としない場合があり、減額された場合は事業者を支払う対価から除くものとする、とありますが、提案の公平性を保つために、減額(減免)が可能かどうかは貴市にて事前に上下水道部水道工務課と調整をいただき、建設する各工区の減額(減免)可能金額を開示していただくことは可能でしょうか。	提案内容により、建設する各工区の給水戸数等に対する減額(減免)可能金額を算出するため、現時点では開示できません。 これらに要する費用を適切に見込んでください。
10	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P40-41	第4-6-(1)-ウ 作業日・作業時間	入札説明書P5にもあるように、建設企業における働き方改革の推進を踏まえた検討を行うこととありますので、要求水準にて、貴市としての4週8休等の明確な考え方を示していただけますでしょうか。 また、工事に関する近隣の約束事や希望等(工事時間や曜日等)はございますでしょうか。	法令、要求水準を踏まえた適切な提案をお願いします。 特段の約束事や要望はありませんが、祭事、通学時間帯の安全確保、近隣住民・近隣施設に配慮してください。
11	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P41	第4-6-(1)-オ 保険の付保等	建設工事保険、組立保険または土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険、労災保険等の必要な保険に加入することとありますが、各種工事(建設工事・解体工事・公共設備工事)に適した保険の付保で問題ないでしょうか。	「各種工事(建設工事・解体工事・公共設備工事)」の範囲がわかりかねますが、要求水準書のとおり、本事業(和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設等整備事業)に関する工事全般を適正に遂行するに当たり、建設工事保険、組立保険または土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険、労災保険等の必要な保険を付保してください。
12	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P42	第4-6-(2)-ア 基本的事項	「事業者は、工事監理管理技術者(建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者を専任かつ常駐で配置し、工事監理業務を実施させること。」と記載されていますが、専任かつ常駐の対象事業は市営住宅及び多世代交流施設という理解でよろしいでしょうか。	建替住宅等及び多世代交流施設だけではなく、要求水準書のとおり、建替店舗等も対象となります。
13	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P42	第4-6-(2)-ア 基本的事項	「事業者は、工事監理管理技術者(建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者を専任かつ常駐で配置し、工事監理業務を実施させること。」と記載されていますが、工事監理技術者が総括監理(重点)とし、建築工事監理主任担当者が常駐監理してもよろしいでしょうか。 店舗は常駐監理は不要という理解でよろしいですか。	店舗も常駐監理としますが、建替住宅、多世代交流施設及び建替店舗ともに、建築工事監理主任担当者の常駐でも可とします。
14	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P42	第4-6-(2)-ア 基本的事項	「事業者は、工事監理管理技術者(建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者を専任かつ常駐で配置し、工事監理業務を実施させること。」と記載されていますが、電気設備工事監理主任担当及び機械設備工事監理主任担当は常駐する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P44	第4-7-(1) 解体撤去の対象	解体撤去の対象の、旭第一団地A棟・幸団地F棟について、同時期(別添資料3 3期事業-7)に解体撤去が必要となる幸団地39棟の同一敷地内で無く単独での解体撤去になります。 撤去対象物が小規模であるため今回事業の解体撤去対象から除外することは可能でしょうか。	旭第一団地A棟・幸団地F棟について、解体撤去対象から除外することは不可とします。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
16	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)別添資料3_事業概要図	P44	第4-7-(1)解体撤去の対象	解体撤去の対象の、幸団地39棟の撤去工事時期を合理化のため下記の順序で前倒しとして検討・提案することは可能でしょうか。 別添資料3 3期事業内において ・3期事業-2/市営店舗(3-1次工区)整備【R13】の際に C:市営店舗(3区画)の東側(旭第二団地8棟跡)に市営店舗(2区画)を整備 ・3期事業-3/市営店舗(3-1次工区)の移転【R14】の際に 39棟の市営店舗2区画を移転 ・3期事業-4/既存施設の解体撤去【R14】の際に幸団地39棟の解体撤去を他用地の解体撤去と同時に実施する。	店舗使用者の移転に関する意向を踏まえた移転計画としているため、要求水準書のとおりとします。
17	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P46	第4-7-(3)-ア施工管理(コ)	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答NO.19「既存施設の杭等については、原則撤去とし、全てを撤去として計画し上げて下さい。」とご回答ありますが、既存杭の撤去工事について、公表資料をもとに工事検討を行う上で明らかに撤去が困難と思われる既存杭(道路境界・敷地境界に近接しており周辺地盤に影響を及ぼす可能性が高いと思われる)についても、環循適発第2109301号・環循適発第2109302号に基づいて取り扱いは事業開始後の協議となり、見積上は全撤去として見込む必要があるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P48	第4-7-(4)-ア解体撤去対象区域(幸団地33~35棟)	事業者による解体撤去後に新公園の着工までを仮設グラウンド(多目的広場)として敷地整備を行うこととありますが、雨水排水処理を適切に行うこととあるように、開発が必要となる前提で設定されているのでしょうか。 ※雨水排水処理施設を計画してよいとあります。 この部分も開発が必要となるかどうかは、現状地盤で想定するしかないため、追加資料でありましたとおり、仮設グラウンド部分の地盤レベルが分かるものを開示いただけないでしょうか。	開発行為まで想定していません。 開発行為とならない範囲で敷地内の雨水が適切に処理されるようにしてください。
19	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P3	階高等	洗面・脱衣室及び便所の下がり天井高を、壁際や人の動線以外の部分に限り、下がり天井2,050mm以上に变更していただけないでしょうか。	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答NO.29の内容を下記のとおり修正します。 「入居者の利用に支障がなく、圧迫感がない範囲で、壁際に限り、居室同様に一部の下がり天井は可とします。なお、下がり天井により最も天井高が下がる部分については、2,050mm以上を確保してください。」
20	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P3	階高等	梁下有効高さは1,900mm以上(可能な限り2,000mm)を確保することと記載がありますが、仕上げではなく躯体間寸法との理解でよろしいでしょうか。	仕上げ寸法です。
21	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P3	昇降機・昇降路	かご内部に防犯カメラを設置する旨の記載がありますが、モニターや録画装置は必要でしょうか。	お見込みのとおり必要です。
22	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P6	給水ポンプ室	給水ポンプ故障通報装置の記載がありますが、故障通報装置は和泉市にて設置するものと考えてよろしいでしょうか。	給水ポンプ故障通報装置の設置も本事業に含みます。
23	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P7	家具の転倒防止	家具の転倒防止のための天井補強にも対応することと記載がありますが、家具配置想定位置に天井下地補強が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
24	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P10	収納(押入れ・物入れ)	和室の押入れの開口は原則として壁芯1,800mm以上と記載がありますが、住戸専用面積に対して居室面積基準が大きいため、収納の確保が難しいです。 居室面積を優先する為、和室押入れ開口を1,800mm以下と緩和して頂くことは可能でしょうか。	和室の押入れの開口は原則として壁芯1,800mm程度に変更します。
25	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P12	基本事項	P12ライフライン関係については、配管のみ建物内まで実施とありますが、P23通信・情報設備においてTV端子や配線を布設する旨の記載があります。 どちらを正とすればよろしいでしょうか。	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)別紙1「施設設計要領」23ページ通信・情報設備の記述を正とし、TV端子や配線は要求水準書のとおりとします。
26	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P21	非常用発電設備(建替住宅)	昇降機が利用できる旨の記載がありますが、全ての昇降機が対象でしょうか。	お見込みのとおりです。
27	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P21	非常用発電設備(建替住宅)	燃料は軽油との記載がありますが、少量危険物を回避するためA重油での対応とすることは可能でしょうか。	災害時における供給の容易さの観点から、要求水準書のとおり軽油とします。
28	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P23	屋外給水設備	共用部の水道計量区分で・共用散水系統・集会所系統・店舗系統以外で個別計量が必要な系統があればご教示願います。	現時点では要求水準書のとおりですが、提案により、ご指摘の系統以外に個別計量が必要となることも想定されるため、必要に応じて落札事業者との協議により決定します。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
29	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P25	各戸電灯コンセント設備 機器リスト	各戸の照明(LED)は器具一体型を採用してもよろしいでしょうか。	ランプ交換可能型としてください。
30	別紙1_施設設計要領(市営住宅・店舗整備編)	P25	(L・)DK 情報用ジャック	CAT6の記載がありますが、CAT6Aとしなくてもよろしいでしょうか。 また、空配管のみ設置・配線無しでよろしいでしょうか。(P23)	CAT6Aとしてください。 また、配線も本工事としてください。
31	要求水準書((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編)	P5	第2-3-(3) 事業期間	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答NO.53及びNO.58に関連し、事業者が市に建物を引き渡す前に別途の展示設計・整備業務を請け負った業者が建物に立ち入るとのことですが、その業者による傷は手直しの対象外となると考えてよろしいでしょうか。	原因者負担が原則であり、お見込みのとおりです。 しかし、ご質問のような事態が起きないよう、開館支援業務の中で、展示設計・整備業務を請け負った業者と立入に当たってのコミュニケーション・調整を密に行ってください。
32	要求水準書((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編)	P11	第2-9 事業期間終了時の引継ぎ等	60年間の耐用を想定した長期修繕計画を策定とありますが基準・書式等についてご指示頂けますでしょうか。 例えば、国土交通省官房官庁営繕部 監修 令和5年版 建築物のライフサイクルコストに準ずる等。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編)	P12	第3-1-(1) 多世代交流施設用地の概要	多世代交流施設用地の概要の「その他」欄に「府道30号に面する部分を幅員11mに拡幅が必要」と記載ありますが、拡幅に要する範囲(約100㎡程度)を自由広場面積として算入してもよろしいでしょうか。	拡幅工事は府道30号の歩道として拡幅するものであるため、拡幅に要する範囲(約100㎡程度)を自由広場面積に算入することは不可とします。 なお、「府道30号に面する部分を幅員11mに拡幅が必要」の記載について、住宅・店舗整備業務編の記載と整合が合っていないため、「府道大阪和泉南線の多世代交流施設用地の側に【別冊1 要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)別添資料2 整備用地求積図】に示すとおり2m程度セットバックし、歩道の拡幅整備を行うこと。」に修正します。
34	要求水準書((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編)	P14	第3-2-(3) 安全・防災・防犯計画	⑤非常放送設備を設置する旨の記載がありますが、その他必要となる消防設備については消防法に基づき設置するものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	要求水準書((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編)	P15	第3-2-(4) 耐震性能	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく耐震性能を満足することとありますが、本件は対津波計画に関してハザードマップでは問題ない敷地となっていますので、考慮不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	要求水準書((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編)	P15	第3-2-(4) 耐震性能	耐震性能②(イ)構造体の耐震性:Ⅱ類について、以下の点について確認下さい。 ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説_令和3年版(一般社団法人 公共建築協会)によると、層間変形角の制限値の確認方法として、一次設計時の層間変形角より推定する方法を用いる場合には、略算法であることに留意する*2。とあり、*2の説明として変位一定則、エネルギー一定則があり、両者により評価した値は異なる値となり、また、いずれの方法もあくまでも大地震動時の層間変形角を推定する方法であると記載されています。 本文献に変位一定則、エネルギー一定則についての具体的記述はありませんが、「建築構造設計基準及び参考資料_令和3年版(一般社団法人 公共建築協会)」P.19に示される変位一定則、エネルギー一定則の方法を参照すればよろしいでしょうか。 ・上記、耐震性について、特別な審査があるのでしょうか。	参考文献については、お見込みのとおりです。原則エネルギー一定則の方法を参照してください。 なお、耐震性について、特別な審査の想定はありません。
37	要求水準書((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編)	P15	第3-2-(6) 基礎構造	基礎構造については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」についての記載がありませんので、当文献に基づく必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準は、同要求水準書6頁【5 遵守すべき法令等】に記載している本事業の実施に当たり、遵守すべき法令(施行令及び施行規則等を含む。)及び条例等に含まれるため、各要求水準項目に記載がないことを理由として準拠する必要がないとする解釈は認められません。 本事業遂行上必要な法令等を遵守してください。
38	要求水準書((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編)	P16	第3-2-(7) 耐久性能	①耐久性能の60年間の耐用とは、具体的基準が不明です。 例えば、住宅性能の劣化対策等級2を参考に、構造種別に応じた対策をするなど、お示ください。	住宅性能表評価・劣化対策等級3を参考に構造種別に応じた対策としてください。
39	要求水準書((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編)	P21	第3-6-(2)-イ 構内電話交換設備	建物内で使用する内線電話については電話機を設置する旨の記載がありますが、設置台数についてご教示願います。	内線電話は下記のとおりとしてください。 【1階】 ・オープンスペース1台以上(フロアガイド付近) ・資料室(執務スペース部分)に1台以上 【2階】 ・貸室各1台 ・相談室各1台 ・執務室2台以上 また、上記とは別に各相談室に直通電話を設置予定のため、1回線分の空配管(導入線含む)を設けてください。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
40	要求水準書((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編)	P26	第3-8 什器備品計画	人権資料収蔵庫に必要な棚・書架などの積載荷重条件を、構造設計(構造計算)時には提示いただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	別紙1 多世代交流施設要領(諸室構成及び規模)	P3-4	2階の諸室機能	自習室及び学習支援の場は1室とし、60㎡程度を計画すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	別紙1 多世代交流施設要領(諸室構成及び規模)	P5	広場・テラス、駐車場・駐輪場・ゴミ置場等	「来客用駐輪場60台以上」との記載がありますが、サイクルラック(平置き)の駐輪機を使用して確保する計画でもよろしいでしょうか。	サイクルラックの採用は可とします。
43	設計施工契約書(案)	P31	第62条の2 賃金又は物価の変動に基づく 本事業に係る対価の額の変更 第4項	物価指数等に基づき市と構成企業とが協議して定める。とあります。 入札公告が出された(予定価格が公表された)2024年1月から入札の2024年6月まで半年の期間があります。 昨今の物価上昇を考えると入札公告時には予定価格に納まっていたものも、入札時には予定価格を越えるという状況も十分に有り得ます。 物価指数の基準月を入札公告時もしくは予定価格を算定した年月にさせていただきようお願い致します。	国土交通省のマニュアルに準拠し、起点は契約締結の日とします。
44	設計施工契約書(案)	P31	第62条の2 賃金又は物価の変動に基づく 本事業に係る対価の額の変更 第4項	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答NO.71物価指数等に基づき市と構成企業とが協議して定める。とありますが、基準となる物価指数は、国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課「建設工事費デフレーター(住宅建築・非木造)」でよろしいでしょうか。 回答→国のマニュアルを準拠するとはありましたが、国土交通省の示す建設工事デフレーターは他市町村は準拠している公の指標です。 再度、上記質疑にてお願い致します。	国土交通省マニュアルに準拠し、スライド額の算出については、①物価資料等の価格、②物価指数(建設物価調査会)、③建設工事費デフレーター(国土交通省)から、落札事業者との協議により採用するものです。
45	入札参加資格に関する提出書類	様式2-7	担当予定の監理技術者等	記載の表(担当)部分に関して、建替住宅等・多世代交流施設・建替店舗等・解体撤去工事と記載欄が分かれておりますが、「7階建て以上のRC造等の公営住宅で、かつ延床面積6,000㎡以上又は100戸以上の新築工事」の参加資格実績に関しては解体工事や建替店舗等工事の際も必要となってくるのでしょうか。 建設と解体工事は異なるため、解体工事に関しては同種の公営住宅の解体工事に従事した等の経験有無が妥当と考えます。 店舗に関しても同様で、軽量鉄骨造または重量鉄骨造となっており実績条件にあるRC造ではないため齟齬が生じていると考えます。 約10年に及ぶ長期事業の為、配置する技術者においても配慮をお願いいたします。	様式2-7 ④担当予定の監理技術者等で記載を求めているのは、本事業での担当役割としての記載を求めているのであり、実績のことでありません。 建設企業の監理技術者等に求める参加資格要件工事の条件は、入札説明書12頁g及び13頁hを参照してください。
46	入札参加資格に関する提出書類	様式2-7	担当予定の監理技術者等	「(仮称)富秋学園整備事業設計施工者選定公募型プロポーザル」における参加表明・一次審査に関する質疑書No.30にて質疑回答いただいております通り、本事業においても、担当予定の監理技術者等に配置予定者が工事着工時においてやむを得ない事情により、配置できなくなった場合、同等以上の資格を持つ者を別に配置することで問題ないでしょうか。 事業期間が非常に長い為、やむを得ない事由により変更が生じることが考えられます。	入札説明書17頁「ウ 入札参加資格を要する技術者等の変更に関する条件」に記載のとおりです。
47	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答	P1	質問NO.5(土地利用履歴)	既存住宅等の整備以前の土地利用状況を航空写真等で確認した結果、本事業の実施に当たり土壌汚染状況調査の必要性はないと推測しています。とありますが、各解体を行う既存店舗に関して、特定有害物質の届出等があった店舗はないのでしょうか。	有害物質使用特定施設等の届出状況を確認した結果、該当ありません。
48	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答	P7	質問NO.79(その他)	「活断層に関する市営住宅の設計基準等はありません。」とありますが、昨今は活断層に起因した震災が多発しており、活断層・撓曲への考慮が求められる時勢となっております。 今回の事業は民間事業者が貴市から発注を受け貴市の技術基準に基づき公共建築物の設計・施工を行う事業であり、管理者として貴市にて基準を示していただけないと民間事業者で判断できる内容ではございません。 また、計画説明会や移転支援説明会の際に、移転対象者や周辺住民から活断層に関する質疑を挙げられた場合、貴市のお考えを伝える必要があると思われれます。 以上のことから住民や市民の生命に関わる公営住宅として、法令、要求水準に明確な基準等が無いからこそ貴市として明確な基準の提示をお願いいたします。	活断層に関する市営住宅の設計基準を市が有していないことについては、第1回目の質問No79についての回答に記載のとおりです。 今後、要求水準書に記載のとおり実施される地質調査の結果により、落札事業者との協議によるものとします。
49	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答	P7	質問NO.79(その他)	「法令、要求水準を踏まえ適切な対策をお願いします。」とありますが、活断層は安全面から建築計画に大きく影響します。 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答NO.79にあるように、本件西側80mの位置に活断層が想定されており、今後の建築計画を行う上で、本件の断層・撓曲分布位置の特定を行う必要があると考えております。 提案までに追加資料として、貴市にて本件の断層・撓曲分布の有無が分かる調査を行っていただき公表いただくことは可能でしょうか。	NO.48の回答をご確認ください。
50	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答	P7	質問NO.79(その他)	貴市にて本件の断層・撓曲分布の有無が分かる調査の実施、公表が不可能な場合、落札事業者による調査により、断層・撓曲等の建物の安全性に影響を及ぼす可能性があるものが本件敷地内で明らかになった際には、提案した配置計画で実施するかどうか貴市のご判断をお願いします。	NO.48の回答をご確認ください。

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
51	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答	P7	質問NO.79(その他)	<p>先の質問(NO.50の質問)における調査結果により、配棟計画が望ましくないと貴市が判断した場合、貴市として責任をもって配棟計画や落札価格の変更等協議を行っていただきたいと考えます。</p> <p>その場合は要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)P34 3 事前調査業務(2)地質調査 イで示されている通り、瑕疵にあたるということで、貴市にて合理的な範囲で追加費用を負担をいただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>法令変更や国からの通達により変更が必要となったときは、落札事業者との協議によるものとします。</p> <p>また、変更により追加費用が発生する場合には合理的な範囲で市が負担します。</p>
52	貸与資料(CD-R)		既存施設関連図	<p>既存施設関連図において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭第二団地7,8,9棟、幸団地32,33棟の既存杭資料が不足しております。 <p>当該既存施設の追加資料は無いものとし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭第二団地7,8,9棟 → 旭第二団地10棟 ・幸団地32,33棟 → 幸団地37棟 <p>の既存杭情報を参考引用資料として工事費算出するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
53	貸与資料(CD-R)		計画用敷地図	<p>建替住宅の北西側の第一種中高層住居専用地域との用途境界線が都市計画図ではJR阪和線の線路中心となっており、一方貸与資料(CD-R)ではJR阪和線の線路敷きの対側となっています。</p> <p>和泉市の都市計画図と貸与資料(CD-R)の計画用敷地図にある用途境界線と位置が異なっていますが、用途境界線の位置を明示していただけないでしょうか。</p>	都市計画図を正としてください。